

事 務 連 絡

令和3年7月5日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルス感染症に係る保護施設の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る保護施設の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る保護施設の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）等でお示ししているところです。

今般、新型コロナウイルスに係るワクチン接種に関する取扱いについて、別添のとおりお示いたしますので、保護施設への周知をよろしくお願いいたします。

問1 保護施設に勤務する職員が新型コロナウイルスに係るワクチン接種を受けることにより、職員が一時的に不足し人員基準をたすことができなくなる場合の取扱い如何。

(答)

基本的には、保護施設に勤務する職員が新型コロナウイルスに係るワクチン接種を受ける際には、利用者への支援提供に影響が出ないよう、接種日等の調整を行うようお願いしたい。

一方で、調整が困難である場合又は調整によりワクチン接種に遅れが生じる場合には、保護施設に勤務する職員が新型コロナウイルスに係るワクチン接種を受けることにより、一時的に人員基準を満たさなくなる場合であっても、柔軟に取り扱って差し支えないものとする。

また、基準以上の人員配置により算定可能となる加算について、保護施設に勤務する職員が新型コロナウイルスに係るワクチン接種を受けることにより、一時的に加算の要件を満たさなくなる場合であっても、加算を認定することが可能である。

なお、接種後の副反応により一時的に人員基準を満たさなくなる場合や一時的に加算の要件を満たさなくなる場合についても、同様に取り扱って差し支えない。

問2 保護施設に勤務する看護職員が、大規模接種会場や職域の接種会場等における新型コロナウイルスに係るワクチン接種に協力する場合、自施設・事業所の利用者の心身の状態の把握等の健康管理や看護の提供に支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておく場合には、人員基準の配置等に影響しない取扱いとして差し支えないか。

(答)

差し支えない。